

大阪市立青少年センター指定管理業務協定書（案）

大阪市及び△△△（以下「指定管理者」という。なお、第52条各項においては、「指定管理予定者」という。）は、大阪市立青少年センターの指定管理業務（以下「当該業務」という。）について、次のとおり協定を締結する。

第1章 総則

（指定管理者の指定）

第1条 指定管理者は、その指定を受けて、大阪市立青少年センター条例（平成15年大阪市条例第20号。以下「条例」という。）、大阪市立青少年センター条例施行規則（平成15年大阪市規則第126号。以下「規則」という。）、この協定及び別紙仕様書に基づき、善良な管理者の注意をもって円滑に当該業務を実施しなければならない。

（協定期間）

第2条 この協定の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとする。

（当該業務の範囲）

第3条 当該業務の範囲は、次のとおりとする。

《目的事業》

(1) 施設の管理に関する業務

- ア 業務上必要な人員（臨時的な要員等も含む。）の配置、管理、指導、研修、給与等の支払い
- イ 大阪市ほか関係官公庁、機関への各種申請手続き
- ウ 当該業務にかかる金銭、物品の出納及び収支精算
- エ 警備保安業務
- オ 労働安全衛生推進業務
- カ 防火管理業務
- キ 防災の取組みや非常災害時の対応マニュアルの作成
- ク 利用者の安全確保及び施設状況の確認

(2) 施設、設備、備品等の維持保全業務

- ア 清掃等
- イ 維持保全業務
- ウ 施設、設備・機器等の各種点検

- エ 備品の維持管理及び消耗品の交換・補充等
- オ その他、施設・設備等の良好な維持管理に必要な業務
- (3) 施設運営及び施設貸館運営業務
 - ア 年間利用計画の策定
 - イ 施設の利用申込・予約受付及び使用許可
 - ウ 利用料金の徴収・収納事務
 - エ キャンセルの受付、利用料金の還付
 - オ 利用者に貸し出す附属設備の管理、貸出、点検等
 - カ 施設予約管理システムの管理運営
 - キ 施設ホームページの作成・更新
 - ク 広報及び利用促進
 - ケ 食堂（宿泊ゾーン）での飲食物の提供
 - コ 利用料金の金額、納付時期及び予約受付期間等の設定
- (4) 青少年健全育成事業に関する業務
 - ア 青少年育成のための講座等の企画実施
 - イ 市民及び行政、他施設、学校、NPO等との連携、協力
 - ウ その他、施設の効用を高める事業
- (5) その他の業務
 - ア 事業計画書及び収支予算書の作成
 - イ 事業報告書の作成
 - ウ 大阪市等関係機関との連絡調整
 - エ 自己点検の実施及び報告
 - オ 指定期間開始前の引継業務
 - カ 指定期間終了にあたっての引継業務
 - キ 管理運営全般のマニュアル作成
 - ク 職員に対する必要な研修の実施
 - ケ 新大阪駅周辺地区エリア防災計画への協力・参画
 - コ その他、施設の管理運営に関して大阪市が必要と認める事業

《自主事業》

- (6) 自主事業に関する業務
 - ア 施設の設置目的に沿った青少年の健全な育成の寄与に関する事業
 - イ 施設利用者の利便性向上のための事業
 - ウ その他、施設の有効活用など創意工夫を活かした事業等
- 2 当該業務の細目は、別紙「大阪市立青少年センター指定管理業務仕様書」に定めるとおりとする。なお、同仕様書に記載のない業務については、大阪市と指定管理者が協議の上、定めるものとする。

- 3 指定管理者は、毎年度、大阪市が指定する期日までに、次年度の事業計画書及び収支計画書を作成し提出しなければならない。
- 4 指定管理者は、自主事業を実施する場合、施設の設置目的等に沿った事業を目的事業の効果的な実施に影響を与えない範囲内で、大阪市の承認のもと、自らの責任と負担において実施しなければならない。
- 5 当該業務の実施について、施設等の管理運営を通じた目的の達成度合いについて検証するため、次のとおり成果目標を定める。

区分	指標とする項目	目標値
文化ゾーン (1～8階)	利用者の満足度	80%以上
	〇〇〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇〇〇	〇〇〇
宿泊ゾーン (9・10階)	利用者の満足度	80%以上
	〇〇〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇〇〇	〇〇〇

- 6 前項に定める成果目標を達成するための年度毎の目標については、各年度開始前に大阪市に書面にて報告しなければならない。

(供用日又は供用時間の変更)

第4条 指定管理者は、供用日又は供用時間を変更しようとするときは、あらかじめ大阪市の承認を得なければならない。

第2章 指定管理者の責任

(法令上の責任)

第5条 指定管理者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）その他関係法令の規定を遵守しなければならない。

(業務責任者)

第6条 指定管理者は、当該業務の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を大阪市に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも、同様とする。

- 2 業務責任者は、この協定の履行に関し、当該業務の管理及び統轄を行うほ

か、前項に定める通知、第4条に定める供用日又は供用時間の変更、第27条第1項に定める利用料金の決定、第35条第3項に定める報告、第37条に定める事業報告、第38条に定める報告、指定の辞退に係る権限を除き、この協定に基づく指定管理者の一切の権限を行使することができる。

(業務従事者)

第7条 指定管理者は、当該業務の遂行に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務従事者を定め、その氏名その他必要な事項を大阪市に通知しなければならない。業務従事者を変更したときも、同様とする。

2 業務従事者は、業務責任者の指示に従い、この協定に定める事項を遵守しなければならない。

(個人情報等を取扱う者)

第8条 指定管理者は、この協定の履行にあたって個人情報及び特定個人情報(以下「個人情報等」という。)を取り扱う場合には、個人情報等を取扱う者の氏名その他必要な事項を大阪市に通知しなければならない。

(作業場所)

第9条 指定管理者は、当該業務を大阪市が指定する場所以外で行う場合は、住所等を業務の着手前に大阪市に通知しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により、情報資産を取り扱う場合は、その作業場所について、大阪市情報セキュリティ管理規程及び大阪市情報セキュリティ対策基準(以下「情報セキュリティポリシー」という。)及び情報セキュリティ実施手順に規定されている指定管理者が守るべき事項を遵守しなければならない。

(第三者委託等の制限)

第10条 指定管理者は、当該業務の全部を一括して、又は大阪市が仕様書等において指定した主たる業務を第三者委託(業務を大阪市以外の第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。)してはならない。

2 指定管理者は、当該業務の一部を第三者委託する場合は、大阪市の指定する書面により承諾を得なければならない。なお、書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。

3 大阪市は、指定管理者に対して、前項に規定する書面に記載した第三者委託先の商号又は名称、委託内容、委託依頼理由等の事項の他、必要な事項の

通知を請求することができる。

- 4 大阪市は、第2項及び第3項の規定により指定管理者から得た情報について、必要に応じて公開するものとする。
- 5 指定管理者は、第2項の規定により第三者委託した業務を一括して、再々委託等（業務を第三者委託先から大阪市以外の第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）させてはならない。
- 6 指定管理者は、当該業務の一部を再々委託等させようとするときは、あらかじめ、再々委託等させる業務の履行体制等を書面により大阪市の確認を受けなければならない。なお、書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。
- 7 指定管理者は、第2項の規定による第三者委託及び前項の規定による再々委託等（以下「第三者委託等」という。）した場合、大阪市に対し、その第三者委託等に基づく行為全般について責任を負うものとする。
- 8 指定管理者は、第2項及び第6項の規定により当該業務の一部を第三者委託等する場合は、当該第三者委託等相手方に個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第66条第2項において準用する同条第1項の規定を遵守させなければならない。
- 9 指定管理者は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止期間中の者又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者を当該業務の一部の第三者委託等の相手方としてはならない。
- 10 指定管理者は、第2項及び第6項の規定により当該業務の一部を第三者委託等する場合は、当該第三者委託等の相手方から大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でない旨の誓約書を徴し、大阪市に提出しなければならない。ただし、大阪市が必要でないと判断した場合はこの限りでない。
- 11 指定管理者は、第2項及び第6項の規定による第三者委託等相手方の役員等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当することを知ったときは、直ちに大阪市に報告し、その指示に従い、必要な措置をとらなければならない。

（権利義務の譲渡制限等）

- 第11条 指定管理者は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保の目的に供することはできない。ただし、あらかじめ書面により大阪市の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 指定管理者は、当該業務を実施する上で得られた記録等を第三者に譲渡し、

貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により大阪市の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第12条 指定管理者は、この協定の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

- 2 指定管理者は、当該業務に関わって作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（以下「対象文書等」という。）並びにその写しを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ書面により大阪市の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 指定管理者は、自己の業務責任者及び業務従事者その他関係人に前2項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消し後においても、前3項の義務を遵守しなければならない。

(事故等への対応)

第13条 指定管理者は、大阪市と協議の上、事故（個人情報等の漏えい、滅失、き損等を含む。以下同じ。）、災害等（以下「事故等」という。）に対応するための体制を整備しなければならない。

- 2 指定管理者は、事故等が発生した場合に備え、大阪市その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時発生対応計画を大阪市に報告しなければならない。
- 3 当該業務の実施中に災害等が発生した場合、指定管理者は、直ちに安全確保及び被害拡大の防止策を講じるとともに、速やかに大阪市に状況を報告し、その指示に従わなければならない。
- 4 当該業務の実施中に事故が発生した場合、指定管理者は、当該事故発生の帰責の如何にかかわらず、直ちに事故拡大の防止策を講じるとともに、速やかに大阪市にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。
- 5 前項の場合、指定管理者は、当該事故の詳細について遅滞なく書面により大阪市に報告するとともに、その後の具体的な再発防止策について大阪市の指示に従わなければならない。

(災害時等の施設の使用及び体制整備)

第14条 指定管理者は、大阪市防災・減災条例（平成26年大阪市条例第139号）第9条の規定に従い、事業者としての責務を果たすものとする。

- 2 指定管理者は、大阪市が示す指定管理者災害対応の手引きに基づき、災害

等発生時の体制を整備するものとする。

- 3 大阪市地域防災計画に位置付けられている公の施設を管理運営する指定管理者は災害等の発生時における大阪市による施設の使用に関して、大阪市との間で災害時等における施設利用の協力に関する協定を締結し、災害等の発生時には当該協定に基づき適切に対応しなければならない。
- 4 指定管理者は、前2項で定めるもののほか、災害等が発生した場合において、指定管理施設における被災者の援助活動等の実施について大阪市が協力の要請を行ったときは、指定管理者は当該要請に協力するよう努めるものとする。

(臨機の措置)

- 第15条 指定管理者は、当該業務を行うにあたって、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、指定管理者は、あらかじめ、大阪市の同意を得なければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、指定管理者は、そのとった措置の内容を大阪市直ちに通知しなければならない。
 - 3 大阪시는、災害防止等を行う上で特に必要があると認めるときは、指定管理者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 指定管理者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、当該業務にかかる経費の範囲において指定管理者が負担することが適当でないとき大阪市の認める部分については、大阪市のこれを負担する。

(文書管理及び情報公開)

- 第16条 指定管理者は、大阪市公文書管理条例（平成18年大阪市条例第15号）の趣旨にのっとり、対象文書等を適正に管理するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 指定管理者は、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）の趣旨にのっとり、大阪市立青少年センターの管理に関する情報を公開するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 3 大阪시는、大阪市の保有していない対象文書等について開示の申出があったときは、指定管理者にその写しを提出するよう求めるものとする。
 - 4 指定管理者は、特段の事情がない限り、前項の規定による求めを拒むことができない。
 - 5 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しと同時に、大阪市の指示

に従い、対象文書等及びその写しを大阪市又は新たな指定管理者に引き渡し、又は廃棄しなければならない。

- 6 指定管理者は、前項の規定による引渡し又は廃棄を完了したときは、書面により大阪市にその旨を報告しなければならない。

(個人情報等の保護)

第17条 指定管理者は、個人情報等を取り扱う場合は、個人情報保護法、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、この協定の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制を整備し、措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者は、自己の業務責任者及び業務従事者その他関係人に前項の義務を遵守させなければならない。
- 3 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消し後においても、前2項の義務を遵守しなければならない。
- 4 指定管理者は、当該業務に係る個人情報等の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
- 5 指定管理者は、この協定の履行にあたって、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順に規定されている指定管理者が守るべき事項を遵守しなければならない。

(個人情報等の管理)

第18条 指定管理者は、当該業務の実施のために指定管理者の保有する光ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙その他の記録媒体及び大阪市から提供された資料、貸与品等（以下「記録媒体等」という。）に保有する全ての個人情報等の授受、搬送、保管、廃棄等について、個人情報の安全管理を総括し、統一的な管理に必要な連絡調整を行わせるため、個人情報保護管理者を定めるとともに、管理状況を記録するため台帳等を作成するなど適正にこれを管理しなければならない。

- 2 指定管理者は、施錠可能な保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納するなど記録媒体等を適正に管理しなければならない。
- 3 指定管理者は、記録媒体等について、大阪市の指示に従い、廃棄、消去、返却等を完了した際には、その旨を書面により大阪市に報告しなければならない。
- 4 指定管理者は、大阪市からの求めに応じ、個人情報等の管理状況について

- 書面により報告しなければならない。
- 5 指定管理者は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を他の用途に使用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、当該業務の一部を第三者委託等する場合において、書面による大阪市の同意を得た場合は、この限りでない。
 - 6 指定管理者は、前項ただし書の同意を得て記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を第三者へ提供した場合、第三者に対し前条各項及び本条各項の規定を遵守させなければならない。
 - 7 指定管理者は、大阪市が指定する場合を除き、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を外部へ持ち出してはならない。
 - 8 指定管理者は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、書面による大阪市の同意を得た場合は、この限りでない。
 - 9 前項ただし書の同意を得て作成された複写複製物の管理については、前各項までの規定を準用する。
 - 10 指定管理者は、指定管理者の保有する個人情報に関し、個人情報保護法の規定に基づき、その個人情報の本人から開示、訂正若しくは利用停止の請求又は情報の提供の申出があったときは、必要な措置をとらなければならない。
 - 11 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しにより当該業務を終了したときは、大阪市の指示に従い、個人情報等の返却、廃棄等の措置をとらなければならない。
 - 12 前項の個人情報等の廃棄にあたっては、焼却、裁断、消去等当該個人情報等が第三者の利用に供されることのない方法をとらなければならない。
 - 13 指定管理者の故意又は過失により個人情報等の漏えい、滅失、き損等を行ったときは、指定管理者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。
 - 14 個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、大阪市は指定管理者に対し、改善を指導するとともに、大阪市が指定管理者の管理状況が適切であると認めるまで当該業務の全部又は一部を停止させることができる。
 - 15 大阪市は、指定管理者が個人情報保護法第66条第2項において準用する同条第1項の規定に違反していると認めるとき、又は当該業務に従事する者が同法第67条の規定に違反していると認めるときは、指定管理者に対し、行為の是正その他必要な処置を講ずるべき旨を求めることができる。
 - 16 大阪市は、当該業務に関し、個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(大阪市のシステム等へのアクセス)

第19条 指定管理者が大阪市のシステム等にアクセスする場合の情報の種類・範囲及びアクセス方法については、指定管理者は大阪市の指示に従わなければならない。

(教育の実施)

第20条 指定管理者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、当該業務における業務責任者及び業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な教育及び研修を業務責任者及び業務従事者その他関係人に対し実施するよう努めなければならない。

(大阪市行政手続条例の遵守等)

第21条 指定管理者は、大阪市行政手続条例（平成7年大阪市条例第10号。以下「行政手続条例」という。）上の行政庁として、同条例の規定を遵守しなければならない。

- 2 指定管理者は、行政手続条例第2条第5号の不利益処分を行おうとするときは、あらかじめ大阪市と協議しなければならない。
- 3 指定管理者は、使用許可を行う場合は、行政手続条例第5条、第6条、第12条の規定に基づき、それぞれの基準を作成し、使用申請の提出先とされている機関の事務所において備付け、その他適当な方法により公にしなければならない。

(公正な職務の執行に関する責務)

第22条 指定管理者及び職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成18年大阪市条例第16号。以下「公正職務条例」という。）第2条第8項に規定する委託先事業者の役職員（以下「役職員」という。）は、当該業務の実施に際しては、公正職務条例第5条の責務を果たさなければならない。

- 2 指定管理者は、当該業務について、公正職務条例第2条第1項の公益通報を受けたときは、速やかにその内容を大阪市に報告しなければならない。
- 3 指定管理者は、公益通報をした者又は公益通報に係る対象事実に係る調査に協力した者から公正職務条例第12条第1項の申出を受けたときは、直ちにその内容を大阪市に報告しなければならない。
- 4 指定管理者及び役職員は、公正職務条例の規定に基づく大阪市又は大阪市公正職務審査委員会の調査に協力しなければならない。
- 5 役職員又は役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入)

第23条 指定管理者は、当該業務の実施にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から妨害又は不当要求を受けたときは、速やかに大阪市に報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

2 指定管理者は、当該業務の一部を第三者委託等した者が暴力団員又は暴力団密接関係者から妨害又は不当要求を受けたときは、速やかに大阪市に報告するとともに、警察への届出を行うよう指導しなければならない。

3 指定管理者は、第1項又は前項の規定により報告を受けた大阪市の調査及び届出を受けた警察の捜査に協力しなければならない。

(人権研修の実施)

第24条 指定管理者は、当該業務の従事者が人権について正しい認識を持ち当該業務を遂行するよう、適切な研修を実施しなければならない。

(職員の雇用)

第25条 指定管理者は、障がい者雇入れ計画書に基づき、職員を雇用しなければならない。

2 指定管理者は、大阪市からの求めに応じて、障がい者の雇入状況を報告しなければならない。

3 指定管理者は、この協定の期間中に障がい者雇用率が障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に定める法定雇用率を下回った場合は、大阪市内に障がい者雇入れ計画書を提出し、計画に基づき職員を雇用しなければならない。

(障がいのある人への合理的配慮の提供)

第26条 指定管理者は、大阪市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障がいを理由とする差別の改装の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、合理的な配慮の提供に努めなければならない。

第3章 利用料金及び納付金

(利用料金等)

第27条 大阪市立青少年センター（附属設備を含む。以下「青少年センター」

という。)に係る利用料金は、条例及び規則に定める範囲内で大阪市の承認を得て指定管理者が定める額とし、指定管理者の収入とする。

- 2 前項に定めるもののほか、指定管理者は、その実施する事業等に係る参加料等を利用者から徴収し、指定管理者の収入とすることができる。当該参加料等の額は、大阪市の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

(利用料金の減免又は還付)

第28条 指定管理者は、条例及び規則の定めるところに従い、利用料金を減免又は還付するものとする。

(納付金等)

第29条 指定管理者は、納付金を大阪市に納付することを提案している場合は、年度毎に、大阪市に納めなければならない。

- 2 納付金の金額及び納付時期については次のとおりとする。

(1) 金額 〇〇〇〇円

(2) 納付時期 〇〇〇〇〇

(3) 各会計年度における収支計画 別紙「収支計画書」のとおり

- 3 修繕は、別紙「収支計画書」で定める費用の範囲で実施し、各年度の余剰分は翌年度以降の実施として調整できるものとし、指定期間中における総額は〇〇〇〇円とする。なお、それによる各年度における納付金の金額の変動は行わないものとする。ただし、指定期間最終年度において、修繕費の総額が〇〇〇〇円を下回った場合は、その下回った額を指定管理者が大阪市に支払う最終年度の納付金に加算するものとする。また、修繕費の総額が〇〇〇〇円を上回ることが想定される場合は、指定管理者が修繕を実施する前に、修繕の実施の可否や修繕費の取扱いについて大阪市と協議するものとする。
- 4 指定管理者は、前2項の納付金について、大阪市が交付する納付書により納付しなければならない。

(会計独立の原則)

第30条 指定管理者は、当該業務に係る会計（記録、帳票等の作成を含む。）については、指定管理者の他の事業等に係るものと区別して行わなければならない。

第4章 当該業務の実施にあたっての負担区分等

(施設、備品等の取扱い)

第31条 大阪市は、当該業務を実施するために必要となる施設等は無償で指定管理者に利用させるものとし、指定管理者は、大阪市の指示に基づき当該施設等を適正に管理しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の施設等の原状を変更しようとするときは、あらかじめ大阪市の承認を得なければならない。
- 3 指定管理者は、当該業務の実施にあたって必要となる備品等の補修更新を実施し、その費用を負担しなければならない。
- 4 前項の備品等は、指定期間の満了又は指定の取消し後、全て大阪市が所有するものとする。ただし、大阪市と指定管理者が協議の上、指定管理者が所有するとすることができる。
- 5 施設に存在する備品等の適正な維持管理のため、指定管理者は備品一覧等を適宜更新し、当該備品一覧等に基づく定期的な現物確認を実施するとともに、その結果を大阪市の報告しなければならない。
- 6 指定管理者は、事故等により大阪市の財産を滅失又は損傷させたときは、直ちに大阪市の報告するとともに、その指示に従わなければならない。

(損害賠償に係る費用負担)

第32条 当該業務の実施にあたって生じた損害に係る賠償費用は、指定管理者が負担するものとする。ただし、大阪市の責めに帰すべき事由により生じた損害に係るものは、大阪市が負担するものとする。

- 2 当該業務の実施にあたって第三者に及ぼした損害に係る賠償費用は、指定管理者が負担するものとする。ただし、大阪市の責めに帰すべき事由により生じた損害に係るものは、大阪市が負担するものとする。

(リスク分担)

第33条 当該業務の実施にあたってのリスク分担については、別表（リスク分担表）のとおりとする。ただし、別表に定めのない事項については、大阪市と指定管理者が協議の上、決定するものとする。

(保険加入)

第34条 指定管理者は、当該業務を実施するにあたっての事故等に対応するため、リスクに応じた必要な保険に加入しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定により加入した保険について、その内容を証する書類の写しの提示等により大阪市の報告しなければならない。

第5章 点検、監督指導及び事業報告等

(点検、報告及び監督指導等)

第35条 指定管理者は、毎月終了後、管理業務の実施状況、利用状況等に関する月次報告書を作成し、大阪市に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、施設利用者の意見、要望等を把握し、当該業務に反映させるため、施設利用者から意見を聴取するとともに、大阪市と指定管理者が協議して定める項目について自己点検を行わなければならない。
- 3 指定管理者は、前項の規定による意見聴取及び自己点検の結果を定期的に集計し、大阪市に報告しなければならない。
- 4 大阪市は、施設管理の適正を期するため、指定管理者に対して、前項の規定による報告のほか当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地にて調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 5 指定管理者は、前項の規定による報告の請求若しくは調査及び法令等に基づく検査等があったときはこれに協力し、又は指示があったときはこれに従わなければならない。
- 6 指定管理者は、大阪市が地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく当該公の施設の監査を実施する場合、これに協力しなければならない。
- 7 大阪市と指定管理者は、当該業務を実施するにあたり、管理運営上の問題点、課題等の解決を行うため、協議し調整を行う場として調整会議を設置するものとする。

(当該業務内容の変更、中止等)

第36条 大阪市は、必要があると認めるときは、当該業務の内容を変更し、又は当該業務の一時中止を指示することができる。この場合において、第29条に定める納付金の額等を変更する必要があるときは、大阪市と指定管理者とが協議の上、書面により変更後の額を決定する。

(事業報告書)

第37条 指定管理者は、年度が終了する毎に、規則第5条第2項に定める期間までに大阪市に対して規則第5条第1項の事業報告書を提出しなければならない。

- 2 前項の事業報告書には、次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先
 - (2) 年度の区分
 - (3) 青少年センターの管理の業務の実施状況

- (4) 青少年センターの利用者満足度、利用者数、施設の稼働状況、その他の利用状況
 - (5) 青少年センターの管理に要した経費等の収支の状況
 - (6) 自主事業の実施状況及び収支の状況
 - (7) その他大阪市長が必要と認める事項
- 3 大阪市は、第1項の事業報告書の受理後、速やかに確認を行い、必要があると認めるときは、指定管理者に対して、当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地にて調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 4 第35条第5項の規定は、前項の規定による報告の請求、調査又は指示があったときについて、これを準用する。

(当該業務に付随する事業の報告書)

第38条 指定管理者は、年度が終了する毎に、当該業務に付随する許可等（公物法に基づく許可等を含む。以下「付随許可等」という。）がある場合、それらに基づく事業の実施状況及び収支等について大阪市の報告書を提出しなければならない。

- 2 前項の報告書には、次の事項を記載しなければならない。
- (1) 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先
 - (2) 年度の区分
 - (3) 当該業務の実施及び収支の状況
- 3 第1項の報告書の提出期限は、前条第1項で定める提出期間に準じるものとする。

(利益配分)

第39条 指定管理者は、各事業年度の収支において、当該事業年度における第3条に定める自主事業の実施により得られる収入及び付随許可等に基づき得られる収入（以下「自主事業等収入額」という。）を含む一切の収入額（以下「総収入額」という。）から当該事業年度における第3条に定める自主事業の実施に係る支出額及び付随許可等に基づく支出（以下「自主事業等支出額」という。）を含む一切の支出額（以下「総支出額」という。）を差し引いた金額が、総収入額に100分の2を乗じた額（ただし、その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。）を超えた場合、その超えた部分に係る金額（当該業務の実施について指定管理者による経費削減努力等があると大阪市が認める場合は、その部分を除くものとする。）に100分の50を乗じた額（ただし、その額に1円未満の端数があるときはこれを切

り捨てるものとする。)を大阪市が交付する納付書により納付しなければならない。なお、総支出額を算定する場合、修繕費は、実際の実施金額に関わらず、別紙「収支計画書」に定める金額で固定するものとする。

- 2 指定管理者は、前項の規定に関わらず、当該事業年度における自主事業等収入額が自主事業等支出額を下回る場合は、総収入額から自主事業等収入額を減じて得られる額から、総支出額から自主事業等支出額を減じて得られる額を差し引いた金額が、総収入額から自主事業等収入額を減じて得られる額に100分の2を乗じた額(ただし、その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。)を超えた場合、その超えた部分に係る金額(当該業務の実施について指定管理者による経費削減努力等があると大阪市が認める場合は、その部分を除くものとする。)に100分の50を乗じた額(ただし、その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。)を大阪市が交付する納付書により納付しなければならない。

第6章 指定の取消し等

(指定の取消し又は当該業務の停止)

第40条 次の各号のいずれかに該当するときは、大阪市は、指定を取り消し、又は当該業務の全部若しくは一部を停止させることができる。

- (1) 指定管理者が第35条第4項又は第37条第3項の指示に従わないとき
- (2) 指定管理者が正当な事由なく当該業務に着手しないとき
- (3) 指定管理者が指定又は当該業務の実施について不正な行為を行ったとき
- (4) 指定管理者がこの協定に違反したとき
- (5) 指定管理者が正当な理由なく公正職務条例の規定に基づく調査に協力しないとき又は同条例の規定に基づく勧告に従わないとき
- (6) 指定管理者の役員等が暴力団員又は暴力団密接関係者(以下「暴力団員等」という。)に該当するとき
- (7) 指定管理者の第三者委託先が暴力団員等と知りながら契約したとき若しくは暴力団員等に該当するとは知らずに契約した場合で、当該契約について大阪市からの契約解除の求めに応じないとき
- (8) 指定管理者が条例第11条に定める欠格条項の各号のいずれかに該当したとき
- (9) 前各号に定めるもののほか、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき

(指定の辞退等)

第41条 指定管理者は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、管理を行わないこととなる日の6月以上前までに、大阪市に申し出なければならない。

2 大阪市は、前項の申出がやむを得ないものと認められる場合は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(損害賠償)

第42条 指定管理者は、第40条第1項各号又は前条第2項の規定による指定の取消し又は当該業務の停止命令によって大阪市に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 大阪市は、第40条第1項各号及び前条第2項に基づき、指定の取消しや当該業務の全部若しくは一部の停止により指定管理者に生じた損害については、これを賠償しない。

(指定の取消しの特例)

第43条 大阪市は、法人の合併等やむを得ない事情により再度の指定が必要となる場合など、特段の事情により指定の取消しが必要であると大阪市が判断した場合、前3条の規定に関わらず、違約金及び損害賠償を求めないことができるものとする。

(指定取消し等の公表)

第44条 大阪市は、第40条第1項各号又は第41条第2項の規定により指定を取り消し、又は当該業務の停止を命じた場合、指定管理者の商号又は名称及び所在地、その理由等を公表するものとする。

2 前項の場合において、指定管理者が第40条第1項第6号及び第7号に該当するときはその具体的内容を、当該業務の停止を命じたときはその範囲及び期間をあわせて公表するものとする。

(事情変更による指定の取消し等)

第45条 第40条第1項各号及び第41条第2項に定める場合のほか、大阪市が事情変更により当該業務の継続等が困難と判断した場合は、指定の取消し又は当該業務の全部若しくは一部の停止について、指定管理者に協議を求めることができるものとする。

2 大阪市は、前項の規定による協議に基づき、指定の取消し又は当該業務の全部若しくは一部の停止を行うものとする。

3 前項の場合における損害賠償額は、大阪市と指定管理者が協議の上、決定

する。

(違約金)

第46条 指定管理者は、第40条第1項各号及び第41条第2項の規定により、指定を取り消され、又は当該業務の停止を命じられた場合、違約金を次の各号に定める指定取消し又は業務停止命令の区分に従い、大阪市の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第40条第1項第1号から第5号及び第8号から第9号並びに第41条第2項
〇〇〇〇〇円
- (2) 第40条第1項第6号及び第7号
〇〇〇〇〇円

※ 違約金の額は、施設の管理に要する経費見込み額の年額（自主事業等に関する経費を除く）の1割（第40条6号及び7号は2割）で設定する。ただし、施設の管理に要する経費見込み額の年額が、施設における収入見込み又は施設における収入見込みに自主事業等により得られる収入見込みを加味した金額に比して大幅に低額である場合などについては、違約金を算出するための基本額をこれらの収入見込みの年額とする等適切に設定できるものとする。

2 前項の規定による違約金は、損害賠償額の予定又はその一部とは解釈しない。

第7章 原状回復及び引継ぎ

(当該業務の終了に伴う原状回復)

第47条 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しにより当該業務が終了したときは、大阪市と指定管理者が協議の上、施設等の原状を変更し、又は破損若しくは汚損した部分を当該業務の終了までに原状に回復しなければならない。ただし、事前に大阪市が書面により承諾した場合は、この限りでない。

2 前項の規定による原状回復に係る費用は、指定管理者が負担する。

(引継ぎ)

第48条 指定管理者は、別の指定管理者が新たに指定されたときは、大阪市の指示する事項について、その者への引継ぎを誠実に行わなければならない。

2 前項の引継ぎは、別の指定管理者が業務を開始するまでに完了しなければならない。

3 第1項の規定による引継ぎに係る費用は、指定管理者が負担する。

第8章 補則

(施設の目的外使用許可)

第49条 指定管理者は、青少年センターをその用途又は目的以外に使用しようとするときは、あらかじめ大阪市と協議の上、必要な手続きを経て、目的外使用の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による許可を受けたときは、所定の使用料を大阪市に支払わなければならない。

(審査請求への対応)

第50条 条例第4条の規定による使用許可、第6条の規定による使用許可の取消し等及び第7条の規定による入館制限に関する審査請求については、大阪市の対応するものとする。

(重要事項の変更届出)

第51条 指定管理者は、定款、寄附行為その他これに相当するもの、主たる事務所の所在地又は代表者等に変更があったときは、遅滞なく大阪市に届けなければならない。

(市会の議決等)

第52条 この協定は、仮協定とし、地方自治法第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定に係る議案が市会において可決され、大阪市が指定管理予定者に対し、指定通知を行ったとき、大阪市及び指定管理予定者は本協定を締結する。

2 前項の議案が市会において可決されたときは、大阪市は指定管理予定者に対して指定通知書を交付しなければならない。なお、否決されたときは、大阪市は指定管理予定者に対して不指定通知書を交付する。

3 第1項の本協定締結においては、この協定書をもって本協定とする。

4 第1項に定める条件が成就しなかったときは、大阪市及び指定管理予定者の双方共に相手方に対し損害賠償等は求めない。

5 第1項に定める条件が成就する前に、その指定管理予定者がその地位を辞退し、又はその地位を失うに至った場合において、大阪市に損害が生じた場合は、指定管理予定者はその損害を賠償しなければならない。

6 指定管理予定者又は指定管理者は、前指定管理者から誠実に引き継ぎを受け、指定期間の開始とともに、円滑に当該業務を遂行しなければならない。

